

各区局長・事業本部長

行政運営調整局長
都市経営局長

平成 20 年度 予算編成・執行体制づくりの基本方針

平成 20 年度の予算編成・執行体制づくりにあたっては、「横浜市中期計画」・「平成 20 年度都市経営の基本的な考え方」などの前提条件を踏まえるとともに、本方針に基づき、各区局・事業本部内で十分に議論を尽くした上で、編成してください。

1. 前提条件

(1) 横浜市中期計画

昨年 12 月に策定した「横浜市中期計画」では「セーフティ都市戦略」や「子ども未来戦略」など 7 つの重点政策と、「市民ニーズを基準とする運営」や「横浜の活性化に向けた財政基盤の強化」など 10 の重点行財政改革を掲げています。20 年度は計画期間の中間年にあたり、目標達成に向けた重要な年度となりますので、20 年度の予算編成・執行体制づくりにあたっては、中期計画に掲げた重点政策及び重点行財政改革を十分に踏まえたものとなるよう取り組んでください。

(2) 平成 20 年度「都市経営の基本的な考え方」

副市長依命通達「平成 20 年度『都市経営の基本的な考え方』」では、

- ①創造的な都市・横浜の魅力づくり
- ②緑豊かで持続可能な環境の実現に向けたシステムづくり
- ③生活を守るソフト・ハード両面からの安全マネジメントの推進
- ④地域での暮らしを支える福祉・医療・子育て・教育の連携
- ⑤自治体経営のイノベーション

の 5 つの柱を掲げています。

予算編成・執行体制づくりにあたっては、中期計画の着実な推進を根本に置きながら、環境変化や新たな社会的要請、さらには副市長プロジェクトによる検討の反映や 20 年度以降の中長期も見据えた新たな着眼・着想も加え、取組をすすめてください。

(3) 中期財政見通し【資料 1】

今回、中期計画の計画期間である 22 年度までの財政見通しを、改めて作成しました。19 年度予算案発表時と同様に、中期計画に掲げている経費ごとの縮減目標を加味した試算を行いました。

その結果、中期計画に掲げた経費縮減目標を達成してもなお 22 年度までの 3 年間で累計 390 億円の収支不足が見込まれ、大変厳しい財政状況です。中期計画の政策目標を達成するためには、中期計画の経費縮減目標を達成するだけでなく、さらなる経費縮減・財源確保の取組が必要です。すべての区局・事業本部において、この厳しい財政状況を常に念頭において取り組んでください。

(4) 平成20年度の財政見直し

個人市民税・固定資産税などの増を見込み、**市税全体**としては19年度当初予算計上額を54億円上回る**7,333億円**と見込んでいます。一方、**県税交付金や地方交付税**については、**大幅な減**を見込んでいます。また、**市債**については、**対前年度5%減の発行抑制**を見込んでいますが、中期計画における計画期間中の発行総額管理の考え方にに基づき、実際の予算計上額については今後調整していきます。

このような歳入の見通しを踏まえて、19年度予算をベースに、中期計画に掲げている経費ごとの縮減目標を加味することに加え、財政健全化に向けた本市債務の計画的な縮減や過去に発行した市債の償還費用である公債費負担など、避けて通れない財政需要を見込んで試算すると、**20年度の収支不足額は**、19年度予算案発表時の収支不足額(60億円)と比べ大幅に増加し、**200億円**と依然として大変厳しい見通しとなっています。これは、19年度予算案発表時に比べ、**歳入が140億円減少**していることによるものです。

(5) 執行体制の見直し

本市では、平成19年度から21年度にかけていわゆる団塊世代が定年を迎え、中期計画期間の5年間で、**5,000人以上の職員の退職**が見込まれます。**この機会を捉え、バランスのとれた効率的な執行体制づくりを進めます。**

地方公務員の定員削減について、国では、平成18年6月に施行された**行政改革推進法**において、平成17年4月1日における地方公務員の**▲4.6%**に相当する数を平成22年4月1日までに純減するよう定めるとともに、平成18年7月に閣議決定した**骨太の方針**において、国家公務員の定数削減**▲5.7%**と同程度の定数削減を行うことを含め、人件費の削減を要請されています。

これらの状況を踏まえ、全庁的な執行体制づくりの議論を深め、昨年12月に、平成22年度までの中期計画を策定しました。その中で、執行体制づくりについては具体的な数値目標として、計画期間中に**1,900人以上の定数削減**を明記しました。

今後の本市の取り巻く状況を展望すると、依然として厳しい財政状況が見込まれます。そうした中で、効率的に施策や事業を推進していくためには、一つひとつの事務事業を、**都市経営の視点さらには行政責任という視点から、絶えず点検・検証**を行い、これに相応しい組織へと再構築していくことが求められています。

市民から行政へのニーズは、ますます複雑化・多様化、高度化・専門化しています。また、団塊世代の大量退職により、これまで市役所で培われてきた知識・技術やノウハウを次世代の職員に継承していくことも大きな課題です。

平成20年度の執行体制づくりに向けては、職員一人ひとりが、**市民の視点に立ち自ら考え行動する”行政のプロ”**として、職務遂行していく人づくりを進めるとともに、中期計画の着実な推進を基本に置き、新たな環境の変化や社会的な要請を考慮し、**最小の経費で最大の効果**があげられる執行体制を構築します。

2. 20年度予算編成について

(1) 基本方針

《取組姿勢》

横浜市の一般会計予算は、19年度には2年連続で前年度を上回る規模となりましたが、これは財政状況が好転していることを示しているものではありません。扶助費などの義務的経費が増加する一方、地方交付税が大幅に減少するなど、財政状況は依然として厳しい状況にあります。

15年度以降の予算編成においては、大幅な事業見直しなどにより、毎年200億円を超える収支不足を克服してきましたが、20年度予算編成においては、上記の財政見通しを踏まえ、すべての区局・事業本部において、あらゆる事務・事業の抜本的な見直しと重点化や、将来得られる経済効果などを見据えた財源の有効活用が求められますので、各区局長・事業本部長のリーダーシップのもと、まさにゼロベースからの議論に積極的に取り組んでください。

このような財政状況を共通認識とした上で、以下に掲げる「20年度予算編成における5つの基本方針」に基づき、「事業の選択と重点化」に取り組んでください。

《5つの基本方針》

- ①中期計画に基づき、市税等で償還する本市全体の債務について、先送りすることなく計画的な縮減に取り組む。
- ②中期計画に基づき、市債残高の着実な減少に向け、一般会計のすべての市債と特別会計・企業会計の市税等で償還する市債の発行を抑制する。なお、財源配分上は対前年度5%減の発行抑制を想定するが、中期計画で示した計画期間中の発行総額管理の考え方に基づき、予算計上額については今後調整する。
- ③中期計画に掲げた重点政策における重点事業及び重点行財政改革、「平成20年度都市経営の基本的考え方」に該当する新規事業・取組に積極的に対応すること。なお、施策・事業の検討に際しては、必要性・効果・手法の妥当性を十分に検証するとともに、特に新規事業や事業の拡充に取り組む際には、「選択と重点化」を念頭に、既存事業の見直しを徹底して財源を捻出することを原則とする。
- ④将来を見通した予算管理を行うため、20年度の事業計画策定にあたっては、今後の所要事業費と所要財源を可能な限り正確に見込んだ上で検討すること。なお、中期計画の重点政策における重点事業については、別途調書を作成し提出すること。
- ⑤民間度チェックによる改善計画等を踏まえるとともに、中長期的な視点を持って全ての事業について抜本的に見直すこと。

また、監査委員が行う各種監査、外部監査人が行う外部監査により公表された指摘・意見について、改善に向けて取り組み、措置内容を監査委員に報告することが法定されているが、その改善内容（予定含む）についても、予算編成に確実に反映させること。

なお、「20年度予算編成における事業見直しについて」(【資料2】)を示したので、事務事業の見直しを徹底的に行うこと。

(2) 留意点

①各区局・事業本部の「平成20年度予算編成方針」の作成・周知等

各区局・事業本部は、平成20年度「都市経営の基本的な考え方」及び「予算編成・執行体制づくりの基本方針」等を踏まえ、経営責任のリーダーシップのもと、20年度予算のあるべき姿を十分に議論したうえで、各区局・事業本部における運営方針や個別課題への対応の考え方を反映させた「平成20年度予算編成方針」を作成してください。また、その「予算編成方針」の職員への周知を徹底するとともに、方針に基づいて十分に議論を行い、予算原案を編成してください。

②公正・適正な事務執行の徹底

予算編成にあたっては、今一度、全ての職場において**公正・適正な事務執行を徹底**するとともに、全ての事業について**積算根拠などの確認・点検**を事業所管課はもちろんのこと、経理担当課においても十分に行ってください。

③自律分権型予算編成の趣旨の徹底

今回の財源配分では、中期計画の性質別縮減目標を確実に達成するため、性質別に基づく財源配分を行います。厳しい財源状況の中、財源配分上、同じ性質別の中でも、事業の性格に応じ異なる調整率を乗じていますが、**個々の事業についてその調整率を乗じた額で予算計上することを求めているものではありません。**

また、一部の例外を除いては、**異なる性質別間の財源流用も可能**としています。【資料3】

各区局・事業本部においては、**自律分権型予算編成の趣旨を徹底**し、配分された財源全体をどのように活用すれば、真に市民満足度の向上に資する施策を実現できるかを十分に議論して予算原案を編成してください。

④自律分権型予算編成における総合調整

今回の財源配分では、「**総合調整財源**」として**50億円**を留保しています。

この「総合調整財源」は、原則として「都市経営の基本的な考え方」に掲げられた5つの柱に該当する新規事業・取組に限定して、**各局・事業本部からの提案**を受け、予算編成作業の中で**追加計上**を検討する「**重点化枠**」の財源として活用します。区役所については、「個性ある区づくり推進費」の重点政策費の範囲内で検討します。

現時点で見込まれる歳入のうち、50億円を除く全額を区局・事業本部に配分していますので、区局・事業本部は**配分された財源の範囲内**で、最大限の工夫を行い、予算原案を編成してください。【資料3】

また、自律分権型予算編成であっても、横浜市としての予算案をとりまとめていく中では、**全市的な観点から調整**を行うことが必要となる場合もありますので、20年度予算編成においても、都市経営局及び行政運営調整局から、各区局・事業本部が編成した予算原案に対して、課題を指摘し、修正を求めるなど、必要な調整を行います。

⑤温室効果ガス削減・安全マネジメントに配慮した各種事業の推進

温室効果ガス削減や安全マネジメントについては、多くの事務事業において、その事業手法などの見直し・工夫によって効果をあげることが可能です。

そこで、20年度予算編成にあたっては、**各施策及び事業の本来の目標達成**と併せて、**温室効果ガス削減や安全マネジメントに寄与するよう事業手法の見直し**を図るなど、費用対効果を含めて十分に議論を行ったうえで予算原案を編成してください。

⑥損失補償の基本方針

これまで本市では、他都市に比べ多額の損失補償を外郭団体等に対して行ってきました。損失補償については、国においてもそのあり方の検討がすすめられています。

そこで、20年度予算編成においては、真にやむを得ない個別事情を抱える場合を除き、**損失補償の新規設定は原則として行わないこと**とします。特に、本市の出資比率が100%未満である場合には、**他の出資者にも出資比率に応じた負担**を求めることを基本とします。

⑦特別会計・企業会計の経費負担の適正化

情報システムの運用経費など、一般会計が経費を負担することで、その効果が特別会計・企業会計にも及ぶもののうち、**特別会計・企業会計に経費負担を求めるべきもの**については、適正な積算根拠に基づき、**負担金等の歳入予算を計上**してください。特に、企業会計との関係においては、厳密な対応をお願いします。

⑧情報システム関連経費の適正化

情報システム関連経費の予算計上にあたっては、予算化やコストの妥当性について十分に検討を行うとともに、概ね1億円以上の新規開発または機器調達※については、「**情報システムの調達適正化支援制度**」の活用について、行政運営調整局IT活用推進課と事前に調整を行ってください。

※調整対象システム

- ・新規開発とは、平成20年度から新たにソフトウェア開発を行うシステムで、ソフトウェア開発費の総額が概ね1億円以上のもの
- ・機器調達とは、平成20年度に機器調達を行うシステムで、機器購入費または機器リース総額が概ね1億円以上のもの

⑨物品の共同発注による経費節減

現在、各区局・事業本部においては、備品・消耗品などの発注にあたり、所管課単位で事務処理を行っている事例が多く見られますが、水道局や交通局などでは、**経費節減・事務手続きの効率化の観点**から、局内で一定の発注量が見込まれる物品については、**局内の分をとりまとめて一括して発注業務**を行うことにより、平均購入単価の縮減につなげています。

各区局・事業本部においても、状況を把握のうえ、**同様の取組を行うことを前提として**、予算原案を編成してください。

⑩財源確保策の積極的な検討

厳しい財源状況においては、配分される財源だけに頼るのではなく、自ら**積極的に財源確保**に努めることが必要です。所管している保険料・使用料・負担金等についての徴収状況の点検、目標の設定、具体的に成果の見えるような取組の検討・実施を通じて、徴収すべき財源の確保に努めてください。同様に、現行制度において導入が可能な国費等については積極的に見込むとともに、見込んだ財源については全力を挙げて確保してください。

また、事業で必要な用地については引き続き保有土地を活用するとともに、**遊休化している資産(土地・施設等)の有効活用や売却**をすすめてください。

さらに、**広告料収入の獲得、企業とのタイアップ及びネーミングライツ**の検討についても引き続き積極的に取り組んでください。特に、公共施設保有部署においては、**施設維持管理費の財源確保の観点で、公共施設へのネーミングライツ導入**について積極的に推進してください。

⑪「業務効率化に伴う特例配分」の拡充

「業務効率化に伴う特例配分」は、17年度予算編成から本格的に導入しており、19年度予算編成においては、代替物件費に加え、職員定数の削減につき一人あたり200万円を上乗せして財源配分を行いました。

20年度予算編成では、**抜本的な業務の見直しにより職員定数の削減**を行った場合に、よりインセンティブを与えられるよう、その**人件費相当額を事業費として活用**できる制度を導入しますので、積極的に活用してください。

⑫予算編成情報の公開

市民の信頼を得て行政運営をすすめるため、引き続き積極的に情報提供を行います。区局・事業本部においても、よりわかりやすい予算説明資料の作成及び市民への情報提供(ホームページの掲載等)に努めてください。

- ・市税収入見込みの公表：1月上旬
- ・全補助金リストの公表：予算案発表後
- ・全事業計画書：予算案議決後

3. 20年度執行体制づくりについて

【取組姿勢】

平成 20 年度「都市経営の基本的な考え方」を踏まえ、中期計画の着実な推進を基本に置きながら、新たな環境の変化や社会的な要請を考慮し、執行体制づくりに取り組んでください。

都市経営の視点から、各区局・事業本部における施策や事業を再度点検し、行政として果たすべき役割と責任を明確にした上で、行政が担うべき公共サービスであっても、市民満足度向上や費用対効果の観点から、多様な雇用形態の活用など、最適な実施主体・実施手法を選択していくことが前提となります。

これを共通認識として、今後 3 年間にわたる団塊世代の大量退職という機会を見据え、以下の「基本方針」と「職員配置の基本的な考え方」に基づき、平成 20 年度の執行体制づくりに臨んでください。

(1) 基本方針

- ① 中期計画の改革項目を着実に推進し、新規事業や重点政策対応についても、単に増員することなく、施策・事業・仕事の抜本的な見直しによる減員をもって捻出し、採用者数を厳しく抑制する。
- ② 新たな環境の変化や社会的な要請を考慮し、職員定数を平成 22 年度末までに、平成 17 年度比で 1,900 人以上削減する。団塊世代の大量退職という機会を捉え、新たな団塊の世代を組織内につくらない観点で、職員配置のあり方を抜本的に改める。
- ③ 部署ごとの業務形態や職務内容に応じて、多様な雇用形態を活用することにより、組織の活性化、市民との協働を推進する。
- ④ 新たな環境変化や社会的要請を捉えながら、施策・事業のあり方、仕事の進め方を見直し、中期計画を着実に実現できる執行体制を構築する。
- ⑤ 自律的な行財政運営に向けて、執行体制づくりと予算編成を連動させ、経営資源（人材・財産・予算）を最大活用し、全体最適の実現を目指す。
- ⑥ 各区局長・事業本部長自らの権限と責任において、自主・自律的な執行体制の構築に努める。行政運営調整局は、各区局・事業本部の自律性を尊重し、執行体制づくりの一連のプロセスを支援・調整する。

(2) 職員配置の基本的な考え方

- ① 業務内容を課単位で分析し、正規職員、再任用職員、任期付職員、非常勤職員、人材派遣など多様な雇用形態から、最適な職員配置を検討してください。
- ② 単年度での視点だけでなく、団塊世代の大量退職後の 5 年後、10 年後を見据え、中長期的な視点に立った組織設計と職員配置を実現してください。
- ③ 区局長・事業本部長の権限と責任において、繁閑に応じた区局内・事業本部内の職員再配置やシフトなど、弾力的かつ機動的な職員配置を実施してください。
- ④ 平成 17、18 年度に実施した局再編成について、その理念と役割を再確認した上で、効果と課題を検証してください。

- ⑤区役所業務の見直しについては、単なる業務移管になることなく、全市的な視点から**各業務所管局が、区を支援し全体調整**してください。
- ⑥中期計画に掲載の有無に関わらず、全ての事務事業について、社会情勢や市民ニーズの変化を踏まえ、**必要性、有効性、妥当性**の観点から再点検してください。
- ⑦優先度の高い事務事業を重点化し、それ以外の事務事業については、予算編成の検討と合わせてゼロベースで見直しを進め、**廃止・縮減を含めて検討**してください。
- ⑧事務事業の執行にあたっては、事務の簡素化・効率化・迅速化に向けた**業務プロセスの改善**を行い、コスト縮減とサービス水準の維持・向上の両立を図ってください。
- ⑨すべての業務について、市が担うべき役割と責任を明確にした上で、多様な雇用形態の活用を行うとともに、**協働の視点から市民団体やNPOとの連携**に努めてください。
- ⑩人事考課制度や職員配置換制度の適正な運用により、**人材育成と能力開発**も踏まえた職員の配置を検討し、限られた人的資源の有効活用を促進してください。
- ⑪採用区分や経歴にとらわれることなく、職員一人ひとりの**能力・適性・意欲・実績**に着目し、柔軟な職員配置を推進してください。

【資料 1】 20 年度～ 22 年度 中期財政見通し（一般会計）

＜試算の前提＞

今回の試算では 19 年度当初予算をベースに、中期計画で掲げた目標を取り入れ、以下のように試算を行いました。

1 歳入見込み

（1）市税

19 年度収入見込額をもとに、過去の実績や今後の経済動向などを踏まえて試算

（2）地方交付税

19 年度交付決定額などを踏まえ、普通交付税については不交付と見込み、特別交付税については 19 年度当初予算額と同額の 10 億円を見込む

（3）市債

中期計画を踏まえ、発行抑制の目標額を毎年度 5% 減として試算

2 歳出見込み

（1）人件費

19 年度予算をベースに、中期計画を踏まえた一定の定数削減を見込む。退職手当は退職予定者数を積み上げて試算

（2）公債費

過年度の市債発行実績に基づき、元金償還額及び利払い額等を試算

（3）扶助費、義務的な繰出金

原則として新規事業は見込まず、19 年度当初予算をベースに過去の実績等を踏まえ所要額見込を試算

（4）施設等整備費

中期計画の目標範囲内になるよう、20 年度以降の縮減率を平準化して試算

（5）行政運営経費

18 年度からの継続事業については、中期計画に基づき、行政推進経費は対前年度 1% 減、経常的内部経費（行政内部経費・任意的繰出金）は 3% 減で試算

＜試算の結果＞

19 年度当初予算発表時の試算では、20 年度の収支不足額は 60 億円と見込んでいましたが、今回の試算では、歳出総額は変わらない一方で、1 人当たり給与収入の減少傾向などに伴う市税収入の減や普通交付税の不交付化が見込まれるなど歳入の減少が見込まれ、収支不足額は 200 億円に拡大しています。

なお 19 年度予算編成においては、この段階で 260 億円の収支不足が見込まれていましたが、これは中期計画の削減目標を反映していない数値でした。今回の 200 億円は、中期計画に掲げた削減目標を踏まえたうえでなお生じる収支不足額であること、また毎年様々な事業見直しを相当程度実施してきたことなどから、非常に厳しい財源状況での予算編成となります。

中期財政見通し(一般会計)

(単位：億円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
歳入	13,310	13,290	13,340	13,340
一般財源	8,420	8,400	8,470	8,590
市税 *各年度において留保財源額30億円を除く	7,280	7,330	7,340	7,510
地方交付税	40	10	10	10
その他(県税交付金等)	1,100	1,060	1,120	1,070
市債 *臨時財政対策債を含む	1,170	1,110	1,060	1,000
特定財源	3,720	3,780	3,810	3,750
歳出	13,310	13,490	13,520	13,350
人件費	2,130	2,130	2,110	2,050
うち退職手当	270	280	270	230
公債費	1,880	1,910	1,920	1,940
扶助費	2,620	2,710	2,790	2,880
義務的な繰出金	1,500	1,560	1,600	1,630
施設等整備費	2,290	2,210	2,130	2,050
行政運営経費	2,890	2,970	2,970	2,800
(再掲) 中期計画重点事業費	(1,710)	(2,000)	(1,960)	(1,840)
差引：歳入-歳出(A)	0	(▲310) ▲200	(▲390) ▲180	(▲300) ▲10
さらなる取組(B)	0	200	180	10
再計(A+B)	0	0	0	0

注：「中期計画重点事業費」の欄には、扶助費から行政運営経費までに含まれている重点事業費を再掲しています。

(A) 欄の上段カッコ内の数字は、中期計画の削減目標を反映させない従来の方法で試算を行った場合の差引です。

【資料 2】

20 年度予算編成における事業見直しについて

【基本的考え方】

非常に厳しい財政状況のもと、持続可能な財政運営を行うためには、全ての事務事業について、原点に立ち返り、その意義や費用対効果を厳しく点検・評価し、事業の廃止・縮小をはじめ、事業手法・執行方法の抜本的見直しを更に進めていくことが不可欠です。

そこで、次の具体的視点や具体的取組を踏まえ、各区局・事業本部においては、真に必要な施策へ限られた財源を振り向ける観点から、聖域や例外を設けることなく事務事業の見直しに徹底的に取り組んで下さい。

※なお、「予算編成のめやす」別紙 1 の予算編成の視点（チェックリスト）も併せて活用して下さい。

【具体的視点】

1 必要性

社会情勢の変化により、事業開始時の意義や必要性が薄れたと考えられる事業については、これまでの経緯や慣例にとらわれることなく、抜本的な見直しを行うこと。

2 有効性

費用対効果の観点から事業の成果を検証し、所期の目的を達成できていない場合や、執行面での特段の工夫がないにもかかわらず予算と決算の乖離が生じている場合などは、抜本的な見直しを行うこと。

3 妥当性

本市の判断により国・県基準に上乘せしている事業や、他都市や民間事例と比較してサービス水準や施工水準が高くなっている事業について、その妥当性を検証し見直しを行うこと。

4 効率性

徹底した行政内部経費の削減、民営化・委託化の推進、低コストの技術や工法の導入など、あらゆる手法により最少の経費で最大の効果が得られるよう見直しを行うこと。

5 類似性

類似事業を複数の所管課がそれぞれ実施している場合は、それらの複数の所管課が共同で事業効果を検証し、横断的な視点から事業の統廃合を検討すること。

6 関与性

国、県、市民（地域、NPO、企業等）との役割分担や本市の関与のあり方・守備範囲について、従来の発想や経緯にとらわれることなく、協働の観点も踏まえ、大胆に見直すこと。

【主な具体的取組】

1 補助金の廃止・縮減

- (1) 補助金は公益性を支出の拠り所としているため、各種制度や社会的価値観が変化する中で、ゆるぎない公益性を証明できるかどうかを検証し、十分説明できないものは廃止するなど直ちに見直すこと。
- (2) 特に、少額の補助金を長期間にわたり効果を検証することなく、漫然と継続して支出しているものについては、特段の理由がない限り、原則廃止するよう検討すること。
- (3) 本市単独で、国・県基準に上乗せして補助金を支出している場合は、必要性をゼロベースで検証し、国・県基準への見直しを検討すること。

2 事務事業の見直し

(1) 施設等整備費

- ア 既存施設の長寿命化と新規投資のバランスを考慮しながら、施設等整備費全体の縮減を図るよう計画的な見直しを行うこと。
- イ 既存公共施設の利用目的の変更や弾力化などにより、新たな施設整備を行わずに行政目的を達成することを優先して検討すること。
- ウ 公共施設の整備等にあたっては、PFIなど民間活力を活用した整備手法を積極的に導入すること。
- エ 民間の取組事例の活用・導入、施設仕様・施工水準の見直しなどにより、建設コストの縮減を図ること。
- オ 新規の建設コストだけではなく、後年度の支出（しゅん工後の運営費、維持補修費、公債費等）と収入（使用料等）を適切に見積もり、それぞれの事業の運営計画に応じた整備水準となるよう検討すること。

(2) 行政運営費－市民サービス経費・市民利用施設運営費

- ア 多様な市民ニーズに柔軟かつ効率的に対応するため、行政・市民・団体・企業の役割分担を明確にし、行政が直接に公的サービスを担う必要性を検証した上で、コスト削減の観点も踏まえ、最適な運営主体を選択するよう検討すること。
- イ 最適な運営主体の検討にあたっては、提案競争型公共サービス改革制度の活用も積極的に検討すること。

(3) 行政運営費－市役所内部経費

今後とも事務事業の厳しい見直しや受益者負担の適正化など市民に新たな負担を求めていく前提として、市民の理解と信頼を得るために、市役所内部経費の徹底した見直しが必要であるとの認識に立って、前年以上の削減を行うよう取り組むこと。

3 受益者負担の適正化

- (1) 社会的公正・公平の観点から、市民利用施設の使用料・利用料金については、現在無料の施設を含め、すべての使用料・利用料金について見直しを行い、適正化を図ること。
- (2) 市民利用施設の運営コストだけではなく建設コストも含めた総コストを明らかにした上で、利用者負担してもらおうべきコストに応じた適正な負担となるよう、他都市の同種施設や類似の民間施設のサービス内容や料金とのバランスに十分考慮して見直しを行うこと。
- (3) 負担の公平性という観点から、現在実施している使用料等の減免措置について抜本的な見直しを行うこと。
- (4) 使用料・利用料金だけでなく、市民に負担を求める手数料等の料金についても、提供するサービスにかかるコストに応じた適正な負担となるよう、見直しを行うこと。

20年度財源配分について

◇配分財源総額 9,820億円 [対⑱予算比▲90億円]

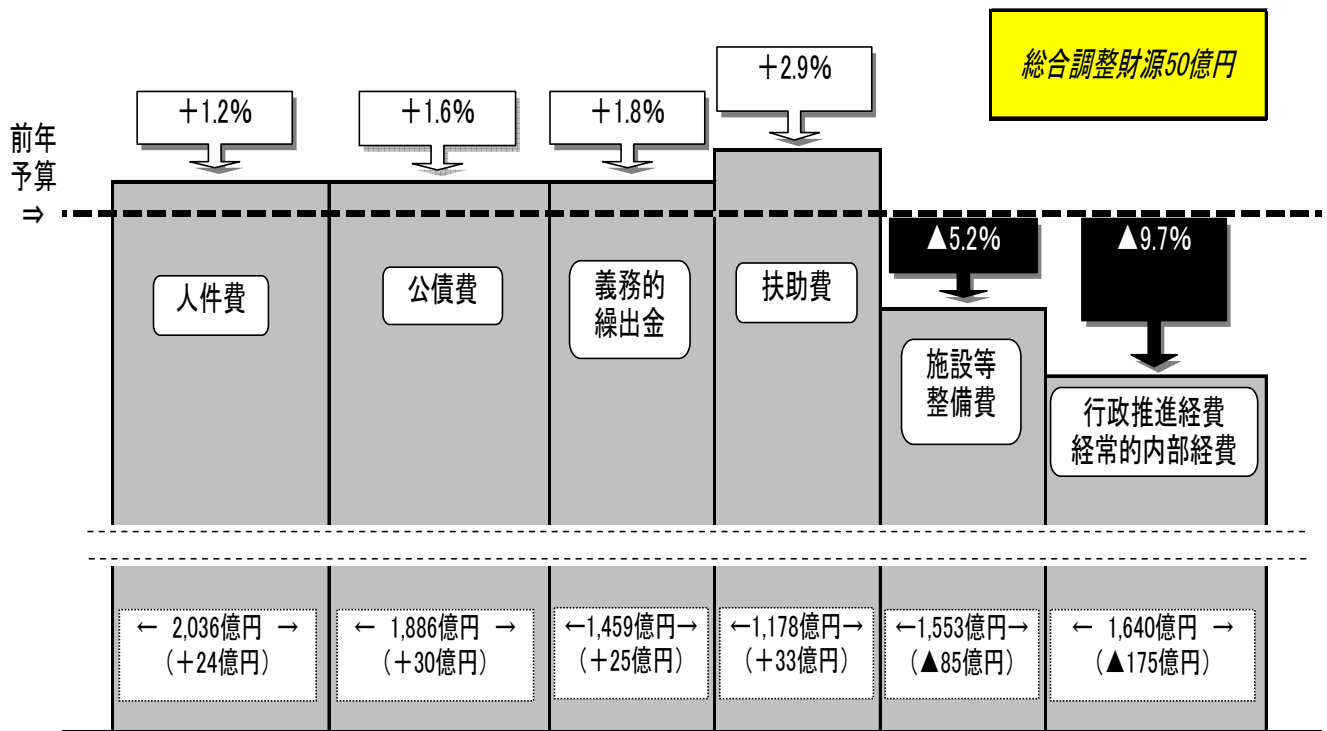
＜一般財源収入見込み(9,820億円)の内訳＞

・市税	7,333億円 [対⑱予算比+54億円]	(年間補正財源として別途30億円を留保)
・地方交付税	10億円 [対⑱予算比▲30億円]	
・県税交付金等	1,058億円 [対⑱予算比▲42億円]	
・市債	1,112億円 [対⑱予算比▲59億円]	
・大規模特定財源	307億円 [対⑱予算比▲13億円]	(一般廃棄物処理手数料・港湾施設使用料・公営住宅使用料)

◇性質別フレーム

○中期計画に規定された性質別の削減目標達成※に向けて、性質別管理がしやすい方式に変更

※施設等整備費:年平均▲3%、行政推進経費:毎年▲1%、経常的内部経費:毎年▲3%



- ・予算におけるメリットシステム分(8億円)を、別途配分しています。 ※各区局事業本部で編成過程で事業に充当
- ・予備費10億円を除いています。

○流用の考え方

配分財源総額＝「塊」であるとの前提に立ち、自律分権型予算編成促進のため、引き続き、一部例外を除き、事業間の流用は可能です。

なお、中期計画重点事業については、相互流用が可能ですが、他事業へ流用することで、配分額に基づく事業の実施に支障が生じる場合には、都市経営局政策課との事前調整が必要です。

＜主な例外規定＞

- ①人件費、公債費、義務的な繰出金、財政の健全性確立関連経費、債務負担設定済事業、国直轄事業から他の事業への流用
- ②施設等整備費への流用 ※施設等整備費を増額する流用
- ③横断的に解決すべき課題、早期に検討をすすめる事業